

目 次

I 部会提出議案

1. 真の地方分権改革の実現について ……中国部会 …… 3
2. 地方財政の充実・強化について ……中国部会 …… 4
3. 地方債制度の見直しについて ……中国部会 …… 5
4. 公的資金補償金免除繰上償還の要件緩和について ……東海部会 …… 6
5. 北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策について ……北海道部会 …… 7
6. 過疎法の失効に伴う新たな法律の制定について ……九州部会 …… 9
7. 産業廃棄物中間処理業事業者等の操業停止に備えた
基金等の創設と事業者への加入指導について ……北信越部会 …… 10
8. 配合飼料価格の高騰対策及び粗飼料の増産対策について ……九州部会 …… 11
9. 地域医療体制の充実確保について ……北海道部会 …… 12
10. 乳幼児医療費助成制度を国の制度として確立するよう
要望することについて ……関東部会 …… 13
11. 地域医療対策について ……東海部会 …… 14
12. 救急医療体制の充実について ……近畿部会 …… 15
13. 自治体病院の医師確保について ……四国部会 …… 17
14. 国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止について
……………関東部会 …… 19
15. 自殺防止対策の推進を求める要望 ……関東部会 …… 20
16. 北海道新幹線の建設促進について ……北海道部会 …… 21
17. 北陸新幹線の建設促進について ……北信越部会 …… 22
18. 道路交通網の整備促進について ……東北部会 …… 23
19. 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について ……北信越部会 …… 24
20. 九州における高速交通網の整備充実について ……九州部会 …… 25
21. 港湾の整備促進について ……東北部会 …… 26
22. 地震・津波対策について ……東北部会 …… 27
23. 住宅除去工事を行った際の固定資産税の減額措置について ……東海部会 …… 29
24. 吉野川における無堤地区の早期解消及び内排水対策について ……四国部会 …… 30
25. 離島地域における高度情報通信ネットワークの整備等について
……………四国部会 …… 31

真の地方分権改革の実現について

中国部会提出
説明担当 出雲市

第二期地方分権改革においては、国と地方の役割分担の明確化による行政権限の移譲と地方の自立に向けた地方税財政制度の確立が最重要課題であり、将来の国と地方自治のあり方を決める、まさに歴史的な転換期であると考えている。

そこで、真の地方分権改革実現のため、中央集権型システムからの転換を図り、道州制を視野においた地方分権型の新しい行政システムを構築すべく、以下の事項について、国において積極的かつ適切に対応されるよう強く要望する。

1 国と地方の役割分担の明確化

国と地方が対等なパートナーであるとの認識に立ち、それぞれの役割分担を明確化し、権限・事務・財源を一体的に移譲すること。

2 地方税財政基盤の確立

地方が安定的かつ持続可能な財政運営を行うため、財源保障及び財源調整の両機能を担う地方交付税の総額確保をはじめ、国税からの税源移譲など地方税財政の充実強化を図るべく、次の2点について実施すること。

- ① 地方交付税は地方の固有財源として重要な役割を果たしてきており、国の財政再建のために一方的な削減を行わないこと。また、現実の行政需要と乖離した不合理な格差が生じることがないように、財政基盤の脆弱な地方団体への配慮を行い、地方交付税制度の理念に沿った配分をすること。
- ② 地方税源の充実強化については、地方消費税の充実など税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとともに、地域間の財政力格差の縮小に最大限の配慮をすること。

地方財政の充実・強化について

中国部会提出
説明担当 岡山市

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度のもとで国の財政責任が極めて重いものです。一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、自治体財政健全化法のもとで財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画するもつで、地方税の充実・強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化をめざし、政府に対し次のとおり求めます。

記

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実・強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化を図ること。
- 2 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 国と地方の役割分担（歳出比、国4：地方6）を踏まえ、税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1：1を目指して地方税を充実すること。
その際には、是非とも地方消費税の一層の充実強化を行い、税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系を構築すること。
- 4 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

地方債制度の見直しについて

中国部会提出
説明担当 倉吉市

地域の実情に応じた生活関連施設等の社会資本を整備し、豊かで活力ある地域づくりを計画的に推進するには、安定した資金である地方債資金の所要額の確保が不可欠である。地方債借入後、地方債を特定財源として取得した財産を売払いなどの処分行為をするときは、地方債の繰上償還が必要であるが、平成16年度からの三位一体の改革により、地方交付税などの大幅な減額があり、どの地方自治体にとっても財源の確保が年々厳しくなっているのが現状である。

については、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 財政健全化に対する取組が積極的に行われていると同時に財政健全化が急務であると認められる団体に対しては、財産の処分行為をした場合でも従前どおりの定期償還を確実にを行うことを条件として、地方債の繰上償還、国庫補助金の返還を免除すること。
- 2 地域の実情に応じた自主的・主体的な地域づくりの推進に資する地方単独事業の役割に鑑み、その必要事業量を引き続き確保するとともに、地域活性化事業債など地方単独事業に係る地方債の所要額を確保すること。
- 3 地方財政の危機的な状況が依然として続いていることを考慮し、公営企業金融公庫資金に係る借換え措置など一連の公債費負担対策を継続実施するとともに、対象団体並びに対象債の要件緩和等その弾力的な運用を図ること。

公的資金補償金免除繰上償還の要件緩和について

東海部会提出
説明担当 半田市

(理由)

平成19年度から導入された公的資金補償金免除繰上償還では、旧資金運用部資金または旧簡易生命保険資金について、財政力指数が1.0以上の団体を対象としないこととされている。また、利率区分ごとに実質公債費比率等の要件が定められており、繰上償還が認められる団体が一部に限定されている。

このため、実質公債費比率が高い団体であっても、財政力指数が1.0以上の団体は政府資金においてすべて対象外とされ、高金利の地方債保有を余儀なくされているところである。

市町村の財政健全化は、普通交付税の交付、不交付にかかわらず必要であり、金利負担の軽減は、財政力が弱い団体に限定するのではなく、財政負担の重い団体まで広く認められるべきである。

国においては、下記の事項について特段の措置を講じられますよう強く要望する。

記

- 1 公的資金補償金免除繰上償還について、旧資金運用部資金または旧簡易生命保険資金においても財政力指数が1.0以上の団体を対象とし、また、実質公債費比率等の要件を緩和すること。

北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策について

北海道部会提出
説明担当 根室市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。しかし、北方領土問題については、日ロ間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行なうことでは一致しているが、未だ、具体的な進展が見られないでいる。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還運動を62年以上に亘って行ってきた原点の地としては、怒りすら覚える結果であり、誠に残念といわざるを得ない。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりとしての「未来に希望の持てる」取り組みへの再構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する北方領土教育の充実などに力を入れるとともに、わが国の北方領土返還要求の正当性についてロシア連邦を初め諸外国に対し、積極的に訴えるべきである。

本年7月には北方領土を行政区とする北海道において「洞爺湖サミット」が開催されることから、領土問題解決に向けた国内外世論の形成を図る絶好の機会である。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、国内外の世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、国の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

過疎法の失効に伴う新たな法律の制定について

九州部会提出
説明担当 薩摩川内市

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、三次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、現在においては、平成12年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」により、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げているところである。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少と高齢化は特に顕著であり、公共交通機関の廃止、医師不在、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進み、また、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、深刻な状況に直面している。

そのような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することになるが、失効後も、なお一層の強力な過疎対策を講じることが不可欠であり、国を挙げて取り組むことが必要である。

よって、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律の制定を強く要望するとともに、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

1. 過疎地域の市町村を含む合併により新たに設置された市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併前に過疎地域であった市町村が含まれる場合は当該地域を過疎地域とみなして過疎法を適用する措置を、新たな法律においても、引き続き実施すること。
2. 過疎地域の指定について、現行法では財政力指数の要件が定められているが、新たな法律においては、数値のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。

産業廃棄物中間処理業事業者等の操業停止に備えた 基金等の創設と事業者への加入指導について

北信越部会提出
説明担当 須坂市

産業廃棄物中間処理業の許可に際しては、廃棄物処理法施行規則に基づき、事業開始にあたっての資金調達方法や資産、貸借対照表の提出を義務づけ、「処分を的確、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること」との許可条件に適合しているか、許可権者は審査を行っています。

しかし、許可を受け操業開始はしたものの、後に法律違反等による処分を受けたために操業停止等となり、保管している産業廃棄物を自己資金で適正に処分することができず、施設や廃棄物等が放置されている事例があります。

今後このような事案を未然に防止する観点から、事業規模に応じた保険制度の創設、又は業界での連帯保証や基金の創設などの制度を設けるとともに、許可及び更新時等に、これらの制度への加入を事業者に指導できるような法整備等、国に対して強く働きかけていただくよう要望します。

配合飼料価格の高騰対策及び粗飼料の増産対策について

九州部会提出
説明担当 都城市

地球温暖化対策の一法として、世界的にバイオマスのエネルギー利用が進んでおり、日本においても平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、各般の対策が講じられているところである。

しかし、今日米国を始め各国において、トウモロコシや大豆等を原料とするエタノール燃料への需要が拡大したことにより、輸入穀物の減少、さらに海上運賃の上昇などから穀物の価格が急騰している。輸入穀物を原料としてきた製品の価格上昇は、日本の景気回復の傾向に影を落としかねない状況である。

更に重大なことは、日本の畜産業は輸入穀物なしに成り立たないのが現状であり、輸入穀物を主原料とする家畜配合飼料の高騰が続いていることである。

2008年1～3月期には1トン当たり約58,100円となり、上昇が始まる前の2006年7～9月期と比較して、1トン当たり約15,500円もアップし、畜産農家の負担額も1トン当たり、約7,700円の増加となる等、その経営状況は限界まできている。

このような状況の中、配合飼料価格安定制度による価格差補てんが発動されているが、このまま高騰が続けば補てん基金が機能しなくなることが予想され、畜産農家にとっては死活問題となる。

現在、関係機関一体となり、自給飼料の増産確保に取り組んでいるものの、穀物飼料に頼る畜産農家にとっては自助努力により対応できる範囲を遙かに超えている状況にある。

については、下記事項について、畜産物の安定供給及び農家経営の健全化を図るため、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1. 配合飼料価格安定制度の充実強化並びに生産コストに見合った畜産物の販売対策等について、必要な対策を講じること。
2. 粗飼料の増産対策等による自給飼料増産確保対策の拡充を図ること。

地域医療体制の充実確保について

北海道部会提出
説明担当 北見市

現在、地方都市における公立病院等は、医療費の抑制策による診療報酬の引き下げをはじめ医師不足の顕在化による経営の悪化など、医療を取り巻く環境は予断を許さない状況にある。

地域医療は、子供を生み育て、その地域に生活する者の命を守るとともに、高齢者の健康を保持するなど、住民が生活するうえで最も重要な社会基盤の一つであり、医師不足等による医療環境の悪化は地方自治体の基盤を根底から揺るがす、極めて深刻な事態となっている。

地方都市における医療の充実確保は、個々の地方自治体の施策で到底解決できるものではなく、地域医療体制の立て直し、医師・看護師など医療従事者の安定的な確保を図るため、国として次の施策を早急に講じるよう強く要望するものである。

記

1. 地方における医師不足の解消を図るため、医師派遣体制の構築と医師の長期的安定的な確保を図るための施策を講じること。
2. 地方において、地域住民がいつでも、どこでも医療機関にかかり（1次医療から3次医療までの）必要な医療を受けることができるよう、責任ある施策を講じること。
3. 地方都市に所在する公立病院等の経営基盤安定のための財源支援の充実強化を図ること。
4. 医療従事者の絶対数不足の解消を図るため、医師・看護師などの養成・確保のため必要な財源措置を講じるなど充実強化を図ること。

乳幼児医療費助成制度を国の制度として確立するよう 要望することについて

関東部会提出
説明担当 我孫子市

乳幼児医療費助成制度は、子どもを安心して育てられるように、子育てをする親への経済的支援として様々な自治体で取り組まれています。しかし、居住する地域によって制度の内容が異なることで格差が生じています。

2006年度に内閣府が実施した“国民生活に関する世論調査”において「政府に対する要望」として「少子化対策」を要望した人は、31.2%に上り、過去最高を記録しています。

また、少子化白書によれば、2005年度に行った子どものいる20歳～49歳の女性を対象とした意識調査では、少子化対策の「経済的支援措置」の中で、乳幼児医療費（たとえば6歳未満）の医療費の無料化の要望は45%を超え、保育料または幼稚園費の軽減に次いで多くなっています。

内閣府の少子化社会対策推進会議では、重点施策の具体的実施計画として「子育ての新たな支え合いと連帯」を位置づけ、経済的支援については、推進会議内に設置されている少子化社会対策推進専門委員会で検討されています。しかし、具体的に乳幼児医療の無料化実施について明確な位置づけがされていない状況です。

乳幼児医療制度も国の責務として実施する必要があることから、疾病の多い就学前まで、国の制度による乳幼児の医療費無料化を強く要望します。

地域医療対策について

東海部会提出
説明担当 湖西市

(理由)

自治体病院は、地域住民の安全で安心な生活を守るため、民間医療機関では対応困難な高度医療や特殊医療、救急医療など不採算部門を担いつつ、地域医療の中核として医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めている。

しかしながら、近年における医師不足の問題や診療報酬の改定率の大幅な引き下げにより、各自治体の懸命の努力にもかかわらず、病院経営はこれまでになく深刻な状況にあり、地域医療を担ってきた自治体病院の存続も危惧される状況にある。

このことから、自治体病院が地域医療の中核として引き続き地域住民から信頼される医療を提供するために、次の事項について積極的な支援を図られるよう強く要望する。

記

- 1 産科医等の確保及び派遣対策を計画的、一元的に講じる組織を構築すること。
- 2 地域への医師招聘を積極的に行うためのドクターバンクを充実すること。
- 3 医師に対する一定期間の地域医療従事の義務化や研修医の都道府県別定員枠の設置等、医師の地域偏在への対応策を講じること。
- 4 勤務医の過重労働の改善について早急に検討し、かつ病院運営を適切に保つことができるように診療報酬の抜本的な見直しを図ること。
- 5 地域医療の中核として民間医療機関では対応困難な高度医療や特殊医療、救急医療など不採算部門を担っている自治体病院に対し、医療機器の更新等への無利子貸付制度などの財政支援制度を創設すること。

救急医療体制の充実について

近畿部会提出
説明担当 富田林市

急速な高齢化の進展や医療ニーズの多様化、医師不足の深刻化など地域医療を取巻く環境が大きく変化する中、全国各地で救急医療機関による患者の受け入れができない事態が相次いで起こり、国民の暮らしと生命を守る救急医療体制の立て直しが喫緊の課題となっている。

最近、救命救急センターから患者の処置中や満床などの理由により受け入れを拒まれ、搬送先で死亡するという痛ましい事故が発生した。大阪府内の各市で10病院以上から搬送を断られるケースも恒常的に続いており、大変深刻な事態となっている。この患者の受け入れができない根本的な原因は、近年、深刻化する医師不足や二次救急病院の減少に起因するものと考えられる。また、大阪府が夜間における救急患者の受け入れを迅速に行うため導入している「救急医療情報システム」において、本来、受け入れが可能であった病院からも、急患対応や満床を理由に断われたケースがあった。その要因は、情報の更新の遅れにより、緊急時のシステム機能が充分果たされていなかったことが挙げられる。

救急医療は、緊急時における国民の医療に関する安心、安全に直結する問題であり、早急な体制の見直しや患者受け入れができない事態の再発防止策を講ずることが緊急に求められている。

よって、国及び都道府県は、救急医療体制について下記の事項を早期に措置されるよう強く要望する。

記

1. 救急医療体制の見直しとともに患者の受け入れができない事態の再発防止に向けて、実態調査を早期に実施し、救急医療の充実に向けた諸施策を講

ずること。

2. 医師不足を解消するために緊急的かつ抜本的な措置を講ずること。
3. 救急医療情報システムの再構築と充実・整備を図ること。
4. 二次並びに三次の救急医療体制の充実を図るため十分な財政措置を講ずること。

自治体病院の医師確保について

四国部会提出
説明担当 宇和島市

(理由)

自治体病院は、地域の中核病院として、高度医療、特殊医療、小児医療、救急医療など多くの不採算部門を担いつつ、地域における医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めています。

しかしながら、平成16年4月から実施されている医師臨床研修制度の実施に伴い、医師の卒後研修先病院の偏りや地域偏在・診療科偏在等により、地域医療を担う医師不足が全国的に深刻化しております。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しているため、医師の確保が極めて困難な状況にあります。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでおります。住民の大切な命を守るべき地域医療は、危機的な状況にあると言わざるを得ません。

このような中、各自治体は医師確保に向けて懸命の努力を続けておりますが、医師の確保は大変困難な状況にあります。

よって、国におかれましては、行政、大学、学会、医師会等との連携のもと、地域の医師確保対策として、下記事項を早急に実現されるよう強く要望します。

記

- 1 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、奨学金制度の構築や医学部入学定員における地域枠の設定・拡大、一定期間にわたり地域医療に従事し貢献できるような、新たなシステムを構築すること。
- 2 医師不足が深刻な小児科、産婦人科などについては、診療報酬の更なる充実を図るとともに、医師確保のための緊急的な措置を講ずること。
- 3 医師数を確保するとともに病院勤務医の事務を補助する職員の導入等、病院運営を適切に保つことができるような診療報酬の抜本的見直しを含む適

切な施策を講じること。また、夜間救急のコンビニ化（軽度な症状のみで夜間診療にかかる等）が医師の労働環境悪化のひとつの要因になっていることを広く国民に周知徹底するなど、啓発を行うこと。

- 4 地域間医療格差を解消するため、中核病院を主軸とした医療ネットワークの構築と連携の強化、医師をはじめ看護師、助産師等の医療従事者の必要人員の確保と養成など、地域医療の充実に向けた諸施策を確立すること。

国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止について

関東部会提出
説明担当 前橋市

急激な少子高齢社会の進展は社会経済の様々な分野において歪みを惹起している。とりわけ、この急激な高齢化率は少子化によって一層その比率が高まっており、少子化対策の推進は、国はもとより地方行政においても重要な柱となっている。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、医療面ではすべての都道府県において単独事業として、医療費の一部負担を免除する乳幼児、児童医療費助成制度が実施されている。

群馬県においても本年4月よりその充実が図られることになり、更に市町村の単独での上積みによつての取り組みも展開されようとしている。厳しい地方財政の中にあっても、少子化対策の一助との思いでの決断である。

しかし、現状は国民健康保険に係る国庫負担金のうち、療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の規定により、福祉医療制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は減額を余儀なくされており、上乗せ措置財源に加え、さらに国庫負担金の減額分の財政負担を強いられることになっている。

現物給付制度は、市民の一時的な財政支出を伴わないことや、申請等の事務の合理化にも寄与するものであり、もはや大部分の地方公共団体が取り入れており、極めて不合理な減額算定措置である。

よつて、国・政府においては、現物給付方法による乳幼児・児童医療費助成を行う地方公共団体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置を廃止されるよう強く要請する。

自殺防止対策の推進を求める要望

関東部会提出
説明担当 江東区

わが国の自殺者は、平成10年に3万人を超えて以後、高い率で推移している。自殺の原因には、過労やリストラ、いじめなど様々な社会的背景が関係しており、適切な防止策を講じるためには、社会全体で解決に取り組むべき重要な課題である。

政府は、平成18年10月の自殺対策基本法施行を受け、自殺防止対策を総合的に推進するため「自殺総合対策大綱」をまとめたところである。この大綱では、2016年までに自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%以上減らすという数値目標を掲げるとともに、青少年、中高年、高齢者の世代ごとの自殺防止対策の方向性を打ち出している。しかしながら、自殺防止対策の実効性をより高めるためには、国、地方公共団体、医療機関等が地域の実態に即したきめ細やかな施策を実施することが急務である。

国においては、自殺対策基本法の理念にのっとり、地方公共団体をはじめ関係機関と連携を図り、実効性のある施策を実施するための必要な財源を措置するよう強く要望する。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出
説明担当 函館市

北海道新幹線は、「新青森・新函館間」が着工され、4年目を迎えましたが、「渡島当別トンネル」の掘削や「函館総合車両基地」の造成など、着実に建設工事が進められています。

平成20年度の建設事業費につきましても、前年度を上回る178億円が計上されるなど、新幹線建設促進に対する道民の期待は益々高まっております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

今、560万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸が一日も早く実現することを強く願っております。

つきましては、現在、政府・与党整備新幹線検討委員会等において、未着工区間の財源等の検討が進められているところでありますが、北海道新幹線の建設促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 一. 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一. 新青森・新函館間の早期開業
- 一. 公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実・強化

北陸新幹線の建設促進について

北信越部会提出
説明担当 加賀市

北陸新幹線は、21世紀における高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、沿線地域の飛躍的な発展を図る上で大きな効果が期待されています。

さらに、東海道新幹線の代替ルートとしても重要な役割を担うとともに、経済波及効果や需要予測、収支改善効果は極めて大きいことが明らかになっております。

現在、高崎－長野間が開業され、平成17年4月には富山－金沢間が、平成18年4月には白山総合車両基地がそれぞれ認可され、長野－金沢間の整備が進められています。

しかしながら、依然として全線の整備方針は不明確であり、未着工区間の取扱いや建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、北陸新幹線の日も早い全線開通に向け、着実な整備推進を要望しますとともに、下記の事項について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 北陸新幹線の早期完成

- (1) 長野－金沢(白山総合車両基地)間及び福井駅部の早期完成を図ること。
- (2) 金沢(白山総合車両基地)－敦賀間の工事実施計画の一括認可と早期整備を図ること。
- (3) 大阪までの整備方針の明確化と早期にフル規格による全線整備を図ること。
- (4) 新幹線小松駅の整備事業を早期に着手し、加賀温泉駅、芦原温泉駅をはじめとする停車予定駅整備事業の調査等を着実に推進すること。

2 建設財源の確保により整備促進を図るとともに、地域負担について適切な財源措置を講ずること。

3 JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得などについて、特別の財政措置を講ずること。

道路交通網の整備促進について

東 北 部 会 提 出
説明担当 にかほ市

地域の産業、経済の活性化や文化の振興を図るとともに、地域間格差を解消し、国土の均衡ある発展を目指すためには、高速交通体系の確立、とりわけ道路交通網の整備促進が重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 道路整備の財源確保について

安定した財源を確保し、住民生活に密着した道路の整備を推進するとともに、地方の道路整備財源の充実強化を図ること。

2 高速自動車国道等の整備について

- (1) 東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道及び常磐自動車道の建設促進（未完成区・未着工区）を図るとともに、八戸・久慈自動車道や三陸縦貫自動車道などの高速自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道路の建設促進を早期に実現すること。
- (2) 高速道路と一体となって高速交通体系を成す下北半島縦貫道路などの地域高規格道路の整備を促進するとともに、候補路線の計画路線への指定と着工を早期に実現すること。
- (3) 高規格幹線道路網の整備に当たっては、地域の実情、路線の社会的効果などを考慮し、地方の意見を十分に聞きながら着実に促進すること。

3 一般国道の整備について

一般国道の慢性的な交通渋滞区間の整備を図るとともに、東北地方の主要都市間を結ぶ一般国道の4車線化の整備を促進すること。

日本海沿岸東北自動車道の整備促進について

北信越部会提出
説明担当 新発田市

新潟県の県北地方は、広大な土地と恵まれた自然、優れた伝統文化をはじめとした多くの資源を有しております。

その中で日本海沿岸東北自動車道は国土軸と地域連携軸の根幹を担う重要な路線であり北陸自動車道、東北縦貫自動車道と連携することで広域交流の促進が図られ、県北地域の個性を生かす新しい文化の創造と、観光産業などの地域経済の発展に大きく寄与するものであります。

現在、中条～荒川間は従来の有料道路方式で進められ、平成21年の「トキめき新潟国体」開催までには供用開始が予定されており、荒川～朝日間についても新直轄方式で順調に整備が進められております。しかし、その先の新潟・山形県境区間である朝日～温海間（39km）については、昨年公表された、今後10年間の道路整備の中期計画（素案）の中に登載されましたが、未だ基本計画区間という位置づけであり、まだ工事着手の目途が立っていない状況であります。

また、当路線は並行する一般国道7号等の交通混雑の緩和や新潟都市圏と県北地域との経済交流等による地域活性化を図る重要な路線であるとともに、県北地域の救命救急医療や災害時の支援物資の輸送に重要な役割を担う「命の道」でもあります。

中条ICと聖籠・新発田IC間に救急車退出路を設置することにより、平成18年11月に移転開院した3次救急高度先進医療施設で救命救急センターを併設した「県立新発田病院」へ最短距離でアクセスが可能になり、聖籠・新発田ICを利用するよりも約3～4分の搬送時間の短縮が可能になります。これにより「命の道」としての重要性は益々高まり、また、病院機能を十分活用し救急医療圏域の拡大も図られます。これは、日沿道が全線開通することで、よりその効果を享受し得るものであることから、下記事項について地域住民の熱意をこめて強く要望いたします。

記

- 1 「中条～朝日間」の一層の建設促進
- 2 「朝日～温海間」の整備計画の早期決定
- 3 病院と最短距離で結ぶ「救急車退出路」の設置

九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出
説明担当 佐伯市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。

港湾の整備促進について

東 北 部 会 提 出
説明担当 大船渡市

港湾は、四面環海の我が国の生命線として、国民生活や産業活動を支える重要な社会基盤であり、これからの国民生活の向上や産業再生、循環型社会へのシフト等の課題解決に、大きな役割を果たすことが期待されています。

特に、八戸港、大船渡港、酒田港は、東北の国際物流拠点港として重要な役割を担っており、施設の老朽化や大型船舶の増加等に対応するため、港湾施設の重点的整備による機能強化が重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

- 1 八戸港の整備促進と特定重要港湾への指定について
 - (1) 八戸港の整備
 - ① 八戸港内航路泊地の所要水深の確保並びに土砂処分場の確保
 - ② 中央第一防波堤、中央第二防波堤の整備促進
 - ③ 河原木1号ふ頭（ポートアイランド）第二期計画事業の促進
 - ④ 八戸港第二人工島及び第2連絡ルートの実現
 - (2) 八戸港の特定重要港湾への指定
- 2 大船渡港の整備促進について
 - (1) 永浜・山口地区多目的国際ターミナル-13m岸壁の整備促進
- 3 酒田港の整備促進と機能強化について
 - (1) 港湾静穏度の向上を図る防波堤（防波堤（南）及び防波堤（北）（第二））の整備促進
 - (2) 耐震強化岸壁（宮海-10m岸壁）の早期完成
 - (3) 循環資源を取り扱う岸壁等の整備促進
 - (4) リサイクル型企業の立地支援優遇策の拡充
 - (5) 臨港交通施設（北港地区酒田臨海線）の整備促進
 - (6) みなと振興交付金による、みなとオアシスの活性化に資する政策の充実
 - (7) 日本海横断国際複合輸送の具体化に向けた支援

地震・津波対策について

東 北 部 会 提 出
説明担当 気仙沼市

平成 15 年発生 of 宮城県沖、宮城県北部を震源とした連続地震、さらには平成 17 年 8 月発生 of 宮城県沖を震源とした地震は、本県に甚大な被害をもたらし、災害時の通信体制の脆弱さを露呈させました。また、先般の平成 19 年新潟県中越沖地震の被害状況を目のあたりにし、大規模地震対策の更なる強化を急ぐ必要性を痛感させられたところであります。

日本海溝沿いの海域には、近い将来、極めて高い確率で震度 6 弱以上の地震の発生が想定される宮城県沖をはじめ、大規模地震の震源域が多数存在し、大津波の発生とともに、甚大な被害が懸念されております。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく地震防災対策推進地域の指定を受け、各自治体においては、市民生活の安全・安心の確保のため、防災対策をさらに充実・強化することが急務の課題となっております。

よって、国及び県においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

- 1 国は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、具体的な施策の実施と事業メニュー化を推進すること。
- 2 国は、地震災害時において、避難所にも指定される学校教育施設・社会教育施設等公共施設の耐震診断・整備について、財政措置の充実強化を図ること。

- 3 国は、災害発生時において、迅速な情報収集・提供を図るとともに、医療機関をはじめ、関連機関などとの円滑な情報交換を行うため、各種情報通信手段の確保のための技術上の支援や財政上の措置を行うこと。
- 4 国は、宮城県東部及び三陸沿岸地域を津波災害防止のための観測強化地域指定に向け、海底の地殻変動等を検知する機器の設置、地震計・津波計の増設など、地震・津波に関する早期避難のための観測体制の整備を充実すること。
- 5 国は、早期避難を主とする津波防災のための効果的なソフト対策として、沿岸の津波計やGPS波浪計などのネットワーク化による「津波防災ネットワークシステム」等、ハード面の対策を補完する防災システムの早期導入を図ること。
- 6 国及び県は、住民の生命・財産を守り、迅速な復旧等を可能にするため、津波防波堤や防潮堤など海岸保全施設等の整備により津波・高潮対策を推進すること。
- 7 国は、災害発生時において、緊急物資の搬入・輸送等重要な役割を担う空港、港湾・漁港施設等の耐震強化を図ること。
- 8 国は、被災者の生活再建支援制度について、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るとともに、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、被害認定基準の改善など運用面の整備を図ること。

住宅除去工事を行った際の固定資産税の減額措置について

東海部会提出
説明担当 四日市市

(理由)

近い将来、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震などの大地震の発生が予想されるなど、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。阪神・淡路大震災等の大地震による死者の大半が住宅の倒壊によるものであることから、住宅の耐震化は地震防災対策上大変有効である。

国においては、将来予想される大地震に対応するために、住宅の耐震改修を行った際の所得税の特別控除や固定資産税の減額措置制度を創設している。また、各自治体においても、住宅の無料耐震診断や耐震改修補助、さらには、補強できない家屋の取り壊し補助など、大地震に対応するために様々な支援を行っている。

しかしながら、耐震改修が困難なため、倒壊する危険性のある老朽住宅を取り壊して更地にした場合には税制上の支援が無いだけでなく、逆にその土地は「非住宅用地」となることから、「住宅用地」と比べて固定資産税が最大で4.2倍と大幅に跳ね上がってしまうこととなる。

大地震発生時の被害を最小限に食い止めるために、住宅の耐震改修は言うまでも無く、老朽危険住宅の取り壊しを促進していくことは非常に有効な対策である。

現状では、耐震改修補助から取り壊し補助へと各自治体の取組が広がり、さらに、取り壊しにかかる更地への税制上の支援については、広範囲な被害の恐れがある大地震への取組において、将来、より広域的に求められる施策となると思われる。

よって、国においては、既存住宅を耐震改修した場合に固定資産税の減額措置が講じられるのと同様に、住宅を取り壊して更地にした土地に対しても、何らかの減額措置が講じられることを要望する。

吉野川における無堤地区の早期解消及び内排水対策について

四国部会提出
説明担当 阿波市

(理由)

阿波市は、徳島県北部のほぼ中央に位置し、約20キロメートルにわたり吉野川の北岸に面しております。

一級河川である吉野川は、明治40年から昭和2年に施工された第1期改修計画により、阿波市岩津橋から徳島市河口までの約40キロメートル区間は連続した堤防が完成しており、整備率は98パーセントとなっておりますが、本市中央部の勝命地区約2キロメートルについては無堤地区となっております。

このことから、洪水時の水位上昇による民家や農地への浸水被害の拡大などが懸念され、地区住民が大きな不安を抱いております。

つきましては、事業の推進に際しては、地域が一丸となって協力体制を整えますので、浸水被害の解消により、安全で安心して暮らせる地域を実現するため、勝命地区堤防の早期整備について強く要望いたします。

なお、本市は合併して間もない新市であります。住民の生命財産を災害から守り、住民福祉の向上を図ることは、政策形成機能など議会機能の充実が求められている現在、議会といたしましても同事業の推進は重要な責務と考えております。

よって、次の項目について強く要望します。

- 1 災害予防等治水対策予算の確保充実を図ること。
- 2 阿波市南岸勝命地区の築堤の早期整備を図ること。
- 3 吉野川流域の流水を阻害している立木及び河床に堆積している土砂の除去

離島地域における高度情報通信ネットワークの 整備等について

四国部会提出
説明担当 丸亀市

(理由)

離島振興法による地域指定を受けた本県の離島地域では、現在、香川県離島振興計画に基づき、航路の確保や福祉・医療・教育などの充実に取り組んでいる。

高齢化と過疎化が進む地域にこそ、情報通信技術や交通の利便性によりもたらされる恩恵が必要であることは、全国の離島において共通する重要な課題である。

よって、国においては、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 離島地域においては、高齢化・過疎化の進行とともに情報格差が生じていることから、離島振興のためにも、国主導の総合的な情報化施策の推進による高度情報通信ネットワーク環境の整備を図ること。
- 2 離島航路を充実するため、国庫補助金の算定基準を改正し、地域の実情に応じたものとする。